

## 自治会開催のお知らせ

堪え難い暑さが続きますが、皆さまにおいてはお健やかに過ごしのことと存じます。臨時の自治会を開催する運びとなりましたことをお知らせいたします。

日：2017年8月18日（金）

時間：16:00～18:00

場所：城内公民館 多目的室 2階

議題は、市民グラウンド、市民の森の跡地に建設中の新文化施設の工事についてです。大手町・野見町の住民が工事の影響を受けることが予想できることから、自治会として市側と工事協定書を結ぶことを考えています。

### 工事協定書とは

工事に関する取り決め。住民側の被害を最低限にすることを目的とする。取り決めは、振動に関するもの、粉塵に関するもの、工事時間、安全設備に関するもの、被害があったときに補修に関することなど。

被害が想定されるのは以下の2つの地域の住民です。

### 市民グラウンド・市民の森周辺の住民（野見町）

すでに工事が始まっており、振動・粉塵・騒音に悩まされている世帯が出ています。今後、工事が本格的に始まると被害をうける世帯が増えると考えられます。

### 教会前の道に隣接する住民（大手町）

土砂や機材を運ぶ際に10トンを超えるダンプカーが往来するそうです。8月中に市民の森の土砂を運びだされる予定とのこと。ダンプカーの往来が新文化施設の建設完了まで続きます。振動のみならず、トラックから土砂やごみが落ちること、道路に散乱した土砂やごみの上を車が往来すると、それらが舞い上がり、家の中にまで降ってくると予想できます。

### 工事協定書で定められるもの

- 工事の時間

工事協定書を締結していなければ、朝の6時にダンプカーが往来したり、騒音の出る

工事を行ったとしても止める手段がありません。工事の時間を規定することによって、睡眠時間を避けて工事をさせることができます。

- 粉塵に関すること

工事現場、機材の搬入によって粉塵がまき散らされ、洗濯物が干せないといったことが予想されます。また、野見町の一部の世帯では既に起こっています。業者に水を撒いて砂ぼこりを防ぐであったり、道路を適切に掃除してもらったりすることで、粉塵の発生を最低限に抑制できます。

自治会の参加者には当日に工事協定書の案をお配りいたします。また、参加をされない方に自治会を通じて配布いたします。工事協定書について詳細を知りたい方、何かご意見がある方は世話人である野見町 6-39 の井出までご連絡ください。

2017 年 8 月 吉日



北大手自治会会長

谷村 光代

世話人

井出 良一・井出 草平

大阪府高槻市野見町 6-39

メール：[soheidon@yahoo.co.jp](mailto:soheidon@yahoo.co.jp)

TEL/FAX：072-672-8735

図 ダンプカーによる搬入・搬出経路